

募 集 要 項

1 趣 旨

令和 7 年度白岡市立保育所における給食用食材納入業者の選定資料とするため、必要事項を定めるものである。

2 納 入 条 件

- (1) 給食が児童の健全な成長に果たす役割を認識し、適時適切な納入が可能なこと。
- (2) 食品に関する法律及び諸規定が遵守されていること。
- (3) 納入期日及び納入時間を厳守し、納入するときは、給食調理員等による検収を受けること。

特に時間指定等がない場合は、納入時間は午前 7 時 45 分から午前 8 時 30 分までとする。

- (4) 新鮮で良質な食材を給食に必要な量を確実に供給できること。
- (5) 品質管理が確実に行われ、仕入れ・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (6) 従業員の保菌検査(赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌(O-157))を保健所の指示により、定期的(月 1 回)に実施していること。
- (7) 衛生管理上必要な倉庫、冷蔵庫、冷凍庫、恒温配送車両等の設備を有していること。
- (8) 納入物資の詳細については、「仕様書」のとおりとする。

3 申請に必要な書類

- (1) 令和 7 年度白岡市立保育所給食用食材納入応募申請書

- (2) 添付書類

ア 取扱品目表

イ 営業経歴書

ウ 食品衛生監視票

エ 従業員の検便成績表

オ 参考見積書(年間平均見込み(記入日現在も可)の価格をご記入ください。)

4 申請書の受付

納入を希望する場合は、令和7年3月14日（金）午後5時までに、申請に必要な書類をこども保育課 保育担当へ提出ください。

※ 持参の場合：土・日・祝日を除く。午前8時30分～午後5時15分

郵送の場合：3月13日必着

5 決定・契約締結

手続き	内 容
1 書類の受付	受付後、書類の内容等を確認します。不明な点は、担当者宛に連絡をさせていただきます。書類の修正や追加提出をお願いする場合がございますので、御了承ください。
2 契約者の決定	受付期限までに申請があり、要件を満たした業者を審査し、令和7年3月21日を目途に契約者を決定します。
3 契約締結	契約が決定した業者宛には、「令和7年度白岡市立保育所給食用食材納入契約書」を送付しますので、令和7年3月28日までに提出してください。

6 納入場所

保 育 所	住 所	電話番号
千駄野保育所	白岡市千駄野880	0480-92-1303
西保育所	白岡市西6-10-3	0480-92-1690
高岩保育所	白岡市高岩2227-1	0480-92-7582

7 契約期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

8 衛生管理の徹底及び衛生検査等に係る報告

納入を希望する業者は、厚生労働省が定める「食品等事業者が実施すべき管理運営基準に関する指針」に基づく衛生管理を徹底のこと。

また、保育所から衛生検査等に係る報告を求められた場合は、遅滞なく提出のこと。

9 契約の解除

食材の仕入れから製造、保管、配送に至るまで食品の安全と衛生管理が徹底されていない場合や、複数回に渡って理由なく定時配送を行わない場合、著しく品質の劣る物資を納入した場合、必要な検査や報告を行わない場合、納入条件を満たせなくなった場合等、白岡市立保育所の食材納入業者として適格性を有しないと判断された場合は、契約を解除する場合がある。